

横手市地域防災計画の修正概要（令和8年3月修正）

1. 背景

横手市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び横手市防災会議条例第2条の規定に基づいて、横手市防災会議が作成する計画です。

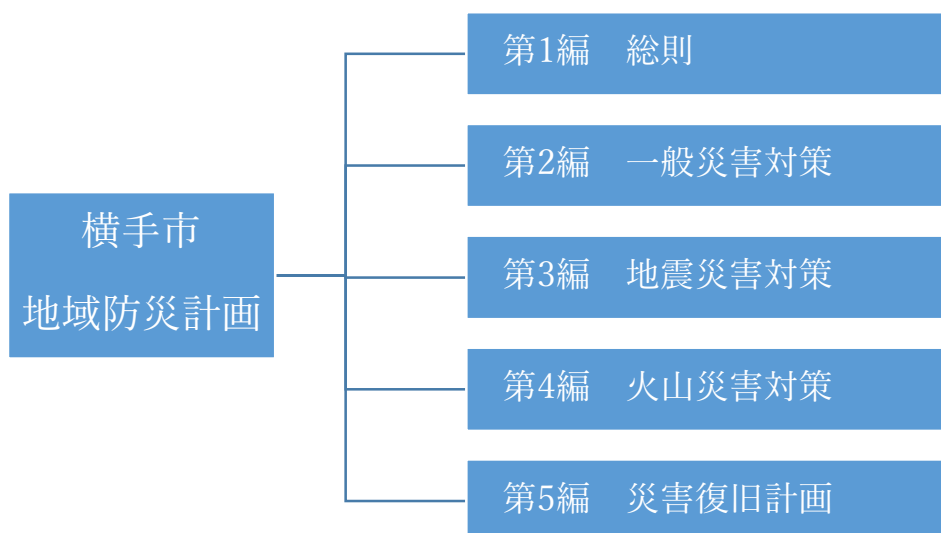
この計画は、行政、民間団体、企業、地域の防災組織、市民それぞれが相互に連携・協力して災害予防、災害応急対応及び災害復旧対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を護ることを目的としています。

横手市地域防災計画は令和7年3月に一部修正しておりますが、近年の災害対応の教訓や関係法令の改正を受けた国の防災基本計画（令和6年6月）の修正、および秋田県地域防災計画（令和7年4月）の修正を受け、これらの内容を反映する修正を行いました。

2. 修正方針

- ・近年の災害対応の教訓などを踏まえた防災関係法令の改正内容の反映
- ・国の防災基本計画の反映
- ・秋田県地域防災計画の修正との整合
- ・最新データ等の反映
- ・その他所要の修正（文言修正、表現の適正化など）

3. 横手市地域防災計画の体系



4. 主な修正内容

全編共通

- ・東日本電信電話（株）が NTT 東日本（株）に社名変更

第1編 総則

- ・防災関係機関に東北管区行政評価局を追加 p.9
- ・発災後の職員の安全の確保を明記 p.14
- ・市の組織再編の反映 p.20～23

第2編 一般災害対策

◆ 災害予防計画

- ・災害予防の普及における火山防災の日を追加 p.35
- ・被災時のニーズの違いに配慮する方針 p.43
- ・要配慮者と支援者に配慮した避難所開設訓練の実施 p.44
- ・情報収集、伝達における体制の整備 p.47
- ・消防力の充実強化、林野火災警報等の発令 p.55～56
- ・避難指示等の発令判断基準の整理 p.69
- ・指定避難所における運営及び環境整備 p.80～83
- ・指定避難所以外の取り組み p.83～84
- ・共同備蓄品の数量・品目及び役割分担の見直し p.111～112

◆ 災害応急対策計画

- ・広域受援計画における策定内容の追加 p.117
- ・県外市町村への支援内容の追加 p.117
- ・救助者の位置情報提供要請の新規追加 p.136
- ・孤立地区対策計画における方針の整理 p.138
- ・避難所運営に係る方針の見直し p.156～160
- ・指定避難所外避難者への支援内容の追加 p.162
- ・避難所等におけるペット対策の見直し p.162
- ・早期の通行規制の予告の項を新規追加 p.163
- ・指定避難所における生活環境等の内容見直し p.203
- ・危険動物・ペット等の管理における役割を追加 p.204
- ・応急仮設住宅の建設費用等の修正 p.215
- ・災害救助法における応急修理の追加 p.221

第3編 地震災害対策

◆ 災害予防計画

- ・ 出火防止及び初期消火における内容追加 p.244
- ・ ボランティア募集者の保険加入の推奨 p.258

第4編 火山災害対策

◆ 火山防災と活火山

- ・ 大規模噴火に伴う降灰への対策 p.270
- ・ 火山調査研究推進本部との連携 p.270、271

◆ 災害予防計画

- ・ 火山防災知識普及の説明修正 p.275
- ・ 火山防災協議会における協議事項の追加 p.276

第5編 災害復旧計画

- ・ 計画におけるインフラ事業者との連携 p.294
- ・ 日本政策金融公庫資金の名称変更 p.298
- ・ 財政負担に係る起債の特例の制度変更 p.310